宅地開発事業に伴う「資源回収場所・ごみ集積所」設置の事前相談シート

|  |
| --- |
| (宅地開発事業の位置)　足立区 |
| (開発事業者)　所 在 地　　　　　　　事業者名　　　　　　　(担当者名)　　　　　　　連 絡 先　　 |

|  |
| --- |
| （１）資源回収場所・ごみ集積所の計画 |
| ■当計画の宅地数は（　　　　宅地）である。　５宅地以上の場合は、事業区域内に「資源回収場所・ごみ集積所」を設置すること。５宅地未満でも、既存の「資源回収場所・ごみ集積所」が利用できない場合は、「資源回収場所・ごみ集積所」を設置すること。設置に際し、清掃事務所と事前協議を行うこと。 |
| □当事業では、「資源回収場所・ごみ集積所」を計画地内に新設する。　　*計画上の面積　　　　　　　　　　必要面積*  　□ 設置計画の面積は有効である。　（　　　　　　㎡）　　**≧** 　 0.15×　　　宅地＝（　　　　　　㎡） 　　 ※「資源回収場所・ごみ集積所」の設置においては、次の事項に留意すること。　　　①ブロック等で囲う場合は、内側の面積で必要面積を満たすようにすること。　　　②ゴミストッカー等の設置については、清掃事務所と協議すること。③駐停車禁止区域（交差点やバス停付近）に隣接する位置は避けること。　　　④通り抜けができない道路に面して設置しないこと。　　　⑤ごみ収集の妨げとなるガードパイプ、植栽等がある場所は避けること。　　　⑥私道の通行を要する場所は避けること。□近隣への説明について　「資源回収場所・ごみ集積所」の位置について、近隣住民に説明済みである。説明日　　　　　　年　　　月　　　日 |
| □当事業では、既存の「資源回収場所・ごみ集積所」を利用する。　　宅地開発事業区域内において、「資源回収場所・ごみ集積所」の設置が困難な場合は、事業区域から歩行距離100ｍの範囲内に「資源回収場所・ごみ集積所」があり、当該区域の居住予定者の利用に関して土地所有者、周辺住民、町会・自治会等関係者から書面による同意が得られた場合は、「資源回収場所・ごみ集積所」を整備しないことができる。**別紙の協議書に必要とされる関係者の承諾を得て（記入・押印）、事業者名等の記入、社印押印のうえ提出すること。** |
| （２）足立清掃事務所との協議（「資源回収場所・ごみ集積所」の位置について） |
| 1．協　議　日　　　　　　　　　年　　　月　　　日2．清掃事務所担当者（　 　　　　　　　）3．指 　摘 ( あり　・　なし　)4．指摘事項等  |

※宅地開発事業を行う場合は、足立区宅地開発事業調整条例を遵守し、本事前相談シートに基づき、適正に「資源回収場所・ごみ集積所」の設置を行うこと。